

令和4年2月12日以降のイベントの開催制限等について（概要）

令和4年2月12日以降のイベント開催については、開催の目安等を以下のとおりとする。

詳細については、令和4年2月10日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」（以下「国事務連絡」という。）を参照。

1 感染防止安全計画の策定について

以下の事項について、関係団体等に周知すること。

感染防止安全計画の概要等については、令和4年2月10日付内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長事務連絡「イベント開催等における感染防止安全計画等について」を参照。

- (1) 参加人数が5,000人超のイベントを開催する場合には、別添の様式1「感染防止安全計画」をイベント開催の2週間前までに、県へ提出すること。
なお、今後は、全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるイベントの開催にかかる県への事前相談は不要とする。
- (2) 感染防止安全計画を策定しないイベントについては、別添の様式2「イベント開催時のチェックリスト」を作成し、HP等で公表するとともに、イベント終了日から1年間保管すること（県への提出は不要）。
- (3) 感染防止安全計画を策定したイベントについては、開催後1か月以内に別添の様式3「イベント結果報告書」を県へ提出すること。
ただし、問題が発生（クラスター発生、感染防止策の不徹底等）した場合には、直ちに結果報告書を提出すること。

2 イベント開催制限の目安

- (1) 感染防止安全計画を策定し、県の確認を受けたイベント
人数上限は20,000人（注）、かつ収容率の上限を100%とする。
※「大声なし」が前提
（注）全員の陰性が確認された場合は、人数上限は収容定員までとする。
- (2) 感染防止安全計画を策定しないイベント
人数上限は5,000人、かつ収容率の上限を「大声なし」は100%、「大声あり」は50%とし、人数上限と収容率でどちらか小さい方を限度とする。
※大声を「観客等が通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」と定義し、これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントは「大声あり」に該当することとする。
《大声の具体例》
 - ・観客間の大声・長時間の会話
 - ・スポーツイベントにおいて、反復・継続的に行われる応援歌の合唱（得点時の一時的な歓声等は必ずしも当たらない。）

(3) イベント開催制限の目安表

	感染防止安全計画を策定する場合 (5,000人超かつ収容率50%超)	感染防止安全計画を策定しない場合 (県への事前相談は不要)
人数上限	<u>20,000人</u> まで <u>全員の陰性が確認された場合は収容定員まで</u>	5,000人
収容率	100% ※「大声なし」の担保が前提	「大声なし」 100% 「大声あり」 50%
条件	<ul style="list-style-type: none">・「感染防止安全計画」(様式1)を策定し、イベント開催2週間前までに提出。・イベント終了後1か月以内に「結果報告書」(様式3)を提出。	<ul style="list-style-type: none">・「感染防止策チェックリスト」(様式2)を作成・HP等で公表し、イベント終了日から1年間保管。・問題が発生した場合は、「結果報告書」(様式3)を提出。

3 その他の留意事項

- ・ 国事務連絡の別紙2に示す、「イベント開催等における必要な感染防止策」の取組などを実施するよう、関係団体等に周知すること。